

外来・在宅ベースアップ評価料 賃金改善計画書用計算ツールの使用方法

厚生労働省 保険局医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

これから外来・在宅ベースアップ評価料の賃金改善
計画書用計算ツールの使用方法について説明します。

ツールの紹介

ツールの概要

- 「賃金改善計画書用計算ツール」は、ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る医療機関用に、ベースアップ評価料届出様式の「賃金改善計画書」の作成を支援するものです。
- 職員の給与明細や賞与明細の基本的な情報をもとに本ツールの「計算シート」の赤枠セルに必要な情報を記入をすると、「転記例シート」に情報が反映され、「賃金改善計画書」の、どこに、なにを、記入すれば良いかが分かるようにしています。
- また、ベースアップ（基本給等の賃上げ）に連動して、賞与や法定福利費も増加します。本ツールではそうした金額も含めて、各医療機関が賃上げに必要な金額の見込みを算出できるようにしています。

ツールのExcelシート構成

- 使い方 ツールの使い方を簡単に示したシートです
- 計算シート このシートに情報を記入します
- 転記例シート このシートに反映された計算シートの情報を届出様式に転記します
- 【みほん】計算シート&【みほん】転記例シート

届出様式のExcelシート構成

- 別添2（届出書）
- 様式95～97（届出書添付書類）
- 賃金改善計画書
- 賃金改善報告書
- （参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート

注意点

- 本ツールを地方厚生（支）局に提出しても、届出にはなりません。必ず届出様式に転記してください。

「賃金改善計画書用計算ツール」は、ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る医療機関用に、ベースアップ評価料届出様式の賃金改善計画書の作成を支援するものです。職員の給与明細や賞与明細の基本的な情報をもとに「計算シート」の赤枠セルに必要な情報を記入すると、「転記例シート」に情報が反映され、「賃金改善計画書」の、どこに、なにを、記入すれば良いかが分かるようにしています。また、ベースアップ（基本給等の賃上げ）に連動して、賞与や法定福利費も増加します。本ツールではそうした金額も含めて、各医療機関が賃上げに必要な金額の見込みを算出できるようにしています。ツールの構成・注意点についてはこちらの記載をご覧ください。

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の
「(参考)賃金引き上げ計画書作
成のための計算シート」を使って、
ベースアップ評価料による算定金
額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪
問診療料の算定回数のデータをご
用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの
「計算シート」を使い、ベース
アップ評価料算定金額や各医療機
関・職員の状況を踏まえ、基本給
等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータを
ご用意ください

「計算シート」を埋めることで
ツールの「転記例シート」が完成
します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの
「転記例シート」を参考に、ベース
アップ評価料届出様式の「賃金
改善計画書」を記入します

「賃金改善計画書」は、①収入見込み、つまりベースアップ評価料による算定金額の算出、②支出見込み、つまり基本給等の引上げ金額の設定・算出、③賃金改善計画書の作成の3段階で作成します。今回の動画では、収入見込みの算出には、ベースアップ評価料届出様式の「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」、支出見込みの算出には、今回のツールの「計算シート」、そして賃金改善計画書の作成には、今回のツールの「転記例シート」を使います。

本動画におけるモデルケース

賃金引上げの実施方法	「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う」 令和7年度へのベースアップ評価料による算定金額の繰り越しなし		
届出する評価料区分	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみ		
賃金改善実施期間・ ベースアップ評価料算定期間	令和6年6月から令和7年3月（10か月間）		
ベースアップ評価料算定金額	42,000円／月		
職員構成	【対象職員】	看護師	2名（うち、常勤1名 週2.5日勤務パート1名）
		看護補助者	2名（うち、常勤2名）
	【対象職員以外の職員】	事務職員	2名（うち、週3日勤務パート2名）

今回はこのような届出をモデルケースに作成方法を説明していきます。

転記例シートの記載方法 ①賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

- ツールの「転記例）賃金改善計画書」シートの賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等を記載します。

転記例シート

別添

(診療所) 賃金改善計画書 (令和 6 年度分)

保険医療機関コード 1234567
保険医療機関名 ●●クリニック

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金引上げの実施方法

- ☒ 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
- ☐ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

計画書 I (1) 賃金引上げの実施方法

令和6年度のベースアップ評価料による算定金額のうち、一部を繰り越して令和7年度の更なる賃金改善に充てる場合には、「段階的な引上げを行う」を選択してください。
計画時点で繰り越しを行わない場合には、「一律の引上げを行う」を選択してください。

この例では「一律の引上げを行う」を選択します。

(2) 賃金改善実施期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期について賃金引き上げを維持することを前提とする。

計画書 I (2) (3)

7月以降からベースアップ評価料を算定開始する場合には、それぞれを変更してください。

全体の賃金改善見込額やベースアップ評価料の算定金額見込みに影響します

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。

※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

それでは実際にツールの説明に入ります。

最初に、ツールの「転記例シート」の賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等を記載します。

この動画でお示しする例では「一律の引上げを行う」を選択しており、(2)賃金改善実施期間と(3)ベースアップ評価料算定期間は、それぞれ令和6年6月開始としています。

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の
「（参考）賃金引き上げ計画書作
成のための計算シート」を使って、
ベースアップ評価料による算定金
額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪
問診療料の算定回数のデータをご
用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの
「計算シート」を使い、ベース
アップ評価料算定金額や各医療機
関・職員の状況を踏まえ、基本給
等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータを
ご用意ください

「計算シート」を埋めることで
ツールの「転記例シート」が完成
します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの
「転記例シート」を参考に、ベース
アップ評価料届出様式の「賃金
改善計画書」を記入します

ここから収入見込み額の算出を行っていきます。

計算シートの記載方法 ①ベースアップ評価料算定金額見込みの計算

- ・ベースアップ評価料届出様式の「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」により、ベースアップ評価料による算定点数見込みを算出して、本ツールの計算シートの「ベースアップ評価料による算定金額の見込み」を記載してください。

(参考) 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート

①初診料・再診料・訪問診療料の算定回数を記入

[illegible]

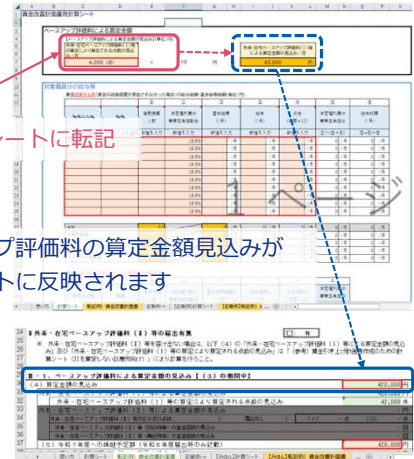
ベースアップ評価料の算定点数見込みが
自動計算されます

計算シート

②算定点数をツールの計算シートに転記

ベースアップ評価料の算定金額見込みが
転記例シートに反映されます

転記例シート



収入見込みを把握するため、ベースアップ評価料届出様式のExcelファイルの「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」を入力します。
まず、厚生労働省あるいは地方厚生支局のウェブサイトより、実際に届出を行うベースアップ評価料届出様式をダウンロードしてください。

計算シートの記載方法 ①ベースアップ評価料算定金額見込みの計算（操作画面）

(参考) 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

1. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

2. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

3. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

4. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

5. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

6. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

7. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

8. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

9. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

10. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

11. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

12. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

13. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

14. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

15. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

16. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

17. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

18. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

19. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

20. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

21. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

22. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

23. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

24. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

25. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

26. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

27. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

28. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

29. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

30. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

31. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

32. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

33. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

34. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

35. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

36. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

37. 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(※計算シートは、別添付資料2)

計算シート 転記例シート

賃金改善計画書用計算シート

ベースアップ評価料による算定金額

【ベースアップ評価料による算定金額の見込み】(単位:円)

外来・在宅ベースアップ評価料(1)等
の算定により算定される点数の見込み
4,200 (点) × 10 円 = 外来・在宅ベースアップ評価料(1)等
による算定金額の見込み 42,000 円

対象職員分の給与等

賃金改善する(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員氏名等	職階	常勤職員 人数	法定福利費の 事業主負担割合	基本給等 (円/月)	給与 (円/月)	賞与 (年間+12)	法定福利費の 事業主負担割合	給与総額 (円/月)
氏名等記載	カテゴリーを適す	数値も入力	数値も入力	数値も入力	数値も入力	数値も入力	①×(③+④)	②×⑤+⑥
		16.5%	/月	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
		16.5%	/月	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
		16.5%	/月	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
		16.5%	/月	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
		16.5%	/月	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
合計		0.0	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
新採用者等		0.0	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
異動者		0.0	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
退職者等		0.0	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
その他の労働者		0.0	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月

賃金改善の見込み額(単位:円)

職員氏名等	職階	常勤職員 人数	法定福利費の 事業主負担割合	基本給等 (円/月)	給与 (円/月)	賞与 (年間+12)	法定福利費の 事業主負担割合	賃金改善 の見込み額
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	数値も入力	上に同じ	数値も入力	①×(③+④)	

それでは実際の操作画面をご覧ください。画面左側の届出様式の「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」を入力していきます。まず、届出を行う月を選択します。そして3の(2)にチェックがついている対象期間、ここでは前年12月から2月の、1月当たりの平均算定回数を記入してください。 入力が終わったら、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み」の数字を画面右側の計算シートに転記します。そうすると、この計算シートのオレンジ色のセルの数字が転記例)シートにも反映されます。この例では、ベースアップ評価料(I)として月に42,000円、10か月で420,000円が算定できることが分かりました。

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の
「（参考）賃金引き上げ計画書作
成のための計算シート」を使って、
ベースアップ評価料による算定金
額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪
問診療料の算定回数のデータをご
用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの
「計算シート」を使い、ベース
アップ評価料算定金額や各医療機
関・職員の状況を踏まえ、基本給
等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータを
ご用意ください

「計算シート」を埋めることで
ツールの「転記例シート」が完成
します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの
「転記例シート」を参考に、ベース
アップ評価料届出様式の「賃金
改善計画書」を記入します

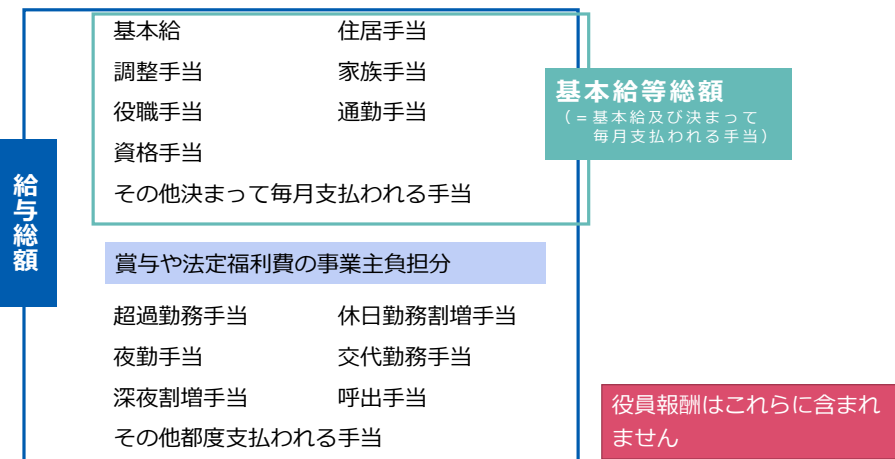
続いて支出見込み額の算出を行っていきます。

参考① 給与総額と基本給等総額の考え方

給与総額と基本給等総額

ベースアップ評価料における給与総額と基本給等総額は以下のように考えます。

例) 一般的な給与明細



ここからは「計算シート」に対象職員の給与等の情報を入力していきますが、その前に参考①として、ベースアップ評価料における給与総額と基本給等総額の考え方を確認します。基本給等総額には、基本給のほか決まって毎月支払われる手当が含まれます。

計算シートの記載方法 ②対象職員の賃金改善前の給与総額・基本給等総額

計算シート

①賃金改善開始月時点で在籍する対象職員について、賃金改善措置が実施されなかった場合の給与等の情報を記入

法定福利費の事業主負担割合・負担分金額は医療機関・職員の都合に応じて変更することができます。

対象職員分の給与等

職員氏名等	職種	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
賃金改善する前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)		労働時間 人時	法定福利費の 事業主負担割合	基本給等 (円/月)	給与 (円/月)	基本給 (円/月)	法定福利費の 事業主負担分	給与総額 (円/月)	基本給等 (円/月)
氏名等	職種	労働時間 人時	法定福利費の 事業主負担割合	基本給等 (円/月)	給与 (円/月)	基本給 (円/月)	法定福利費の 事業主負担分	給与総額 (円/月)	基本給等 (円/月)
Aさん	看護職員	1.0	16.5%	420,000	500,000	420,000	80,000	500,000	420,000
Bさん	看護職員	0.5	16.5%	150,000	180,000	150,000	30,000	180,000	150,000
Cさん	看護補助者	1.0	16.5%	350,000	367,500	350,000	17,500	367,500	350,000
Dさん	看護補助者	1.0	16.5%	350,000	367,500	350,000	17,500	367,500	350,000
合計		3.5		1,270,000	1,315,000	1,270,000	45,000	1,315,000	1,270,000
看護職員		1.5		570,000	580,000	570,000	10,000	580,000	570,000
看護補助者		2.0		700,000	735,000	700,000	35,000	735,000	700,000
その他の付帯職		0.0		0	0	0	0	0	0

賃金改善計画書の職種グループ別に自動的に集計され、転記例シートにも反映されます

転記例シート

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。	
IV. 対象職員(全件)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項	
(13) 対象職員の労働時間(2)の期間(月)時点	3.5 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,250,000 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,270,000 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額【1ヶ月分】【(15) - (14)】	0 円
(17) うち定期昇給増加分	0 円
(18) うちペーパー増加分	0 円
(19) ペーパーによる賃金増率【(18) ÷ (14)】	0.0 %
V. 看護職員等(看護師、助産師、看護士及び准看護師)の基本給等に係る事項	
(20) 看護職員等の労働時間(2)の期間(月)時点	1.5 人
(21) 賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	550,000 円
(22) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	580,000 円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額【1ヶ月分】【(22) - (21)】	0 円
(24) うち定期昇給増加分	0 円
(25) うちペーパー増加分	0 円
(26) ペーパーによる賃金増率【(25) ÷ (21)】	0.0 %
VI. 看護補助者の基本給等に係る事項	
(27) 看護補助者の労働時間(2)の期間(月)時点	2.0 人
(28) 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	700,000 円
(29) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	735,000 円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額【1ヶ月分】【(29) - (28)】	0 円
(31) うち定期昇給増加分	0 円
(32) うちペーパー増加分	0 円
(33) ペーパーによる賃金増率【(32) ÷ (28)】	0.0 %
VII. その他の付帯職種の基本給等に係る事項	
(34) その他の付帯職種の労働時間(2)の期間(月)時点	0.0 人
(35) 賃金改善する前のその他の付帯職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(36) 賃金改善した後のその他の付帯職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額【1ヶ月分】【(36) - (35)】	0 円
(38) うち定期昇給増加分	0 円
(39) うちペーパー増加分	0 円
(40) ペーパーによる賃金増率【(39) ÷ (35)】	0.0 %
VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項	
(41) その他の対象職種の労働時間(2)の期間(月)時点	0.0 人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額【1ヶ月分】【(43) - (42)】	0 円
(45) うち定期昇給増加分	0 円
(46) うちペーパー増加分	0 円
(47) ペーパーによる賃金増率【(46) ÷ (42)】	0.0 %

これを踏まえて、「計算シート」の「対象職員分の給与等」の「賃金改善する前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額」、画面左側赤枠内の項目を記載します。

計算シートの記載方法 ②対象職員の賃金改善前の給与総額・基本給等総額（操作画面）

計算シート

賃金改善計画書用計算シート									
ベースアップ評価料による算定金額 【ベースアップ評価料による算定金額の見込み】(単位:円) 外来・在宅ベースアップ評価料(1)等の の算定により算定される点数の見込み 点/月 4,200 (点) × 10 円 = 外来・在宅ベースアップ評価料(1)等 による算定金額の見込み/月 42,000 円									
対象職員分の給与等 賃金改善する前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)									
職員氏名等	職種	② 常勤換算 人数	① 法定福利費の 事業主負担割合	③ 基本給等 (/月)	④ 給与 (/月)	⑤ 賞与 (年間÷12)	⑥ 法定福利費の 事業主負担分	⑦ 給与総額 (/月)	⑧ ①×③+④+⑤
氏名等を記載	カテゴリーを選択	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	①×③+④+⑤	①×③+④+⑤
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月	0 /月
合計		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
看護職員等		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
薬剤師		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
看護補助者		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
その他の対象職種		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
賃金改善の見込み額のうち、ベース基本給等(単位:円)									
職員氏名等	職種	② 常勤換算 人数	① 法定福利費の 事業主負担割合	ア 基本給等増額分 (/月)	イ 給与増額分 (/月)	ウ 賞与増額分 (年間÷12)	エ 法定福利費の 事業主負担分 の増額分	①×②+ウ	
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	数値を入力	アと同値 またはイ	数値を入力	①×②+ウ		

それでは実際の操作画面をご覧ください。「計算シート」の「対象職員分の給与等」の「賃金改善する前の給与総額・基本給等総額」の欄を記載していきます。職員氏名等の項目には、賃金改善開始月時点で在籍する対象職員の氏名や職員番号などを入力します。職種の項目は、それぞれの職員について「看護職員等」「薬剤師」「看護補助者」「その他の対象職種」に当てはまるものを選択します。②の「常勤換算人数」の項目は、常勤職員なら1を、非常勤職員の場合には、「その職員の週当たりの所定労働時間」÷「常勤職員の週当たりの所定労働時間」を記入します。

計算シートの記載方法 ②対象職員の賃金改善前の給与総額・基本給等総額（操作画面）

計算シート

賃金改善計画書用計算シート

ベースアップ評価料による算定金額

【ベースアップ評価料による算定金額の見込み】(単位:円)

外業・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定により算定される点数の見込み/月 4,200 (点) × 10 円 = 外業・在宅ベースアップ評価料(1)等による算定金額の見込み/月 42,000 円

対象職員分の給与等

賃金改善前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員氏名等	職種	② 常勤換算 人数	③ 法定福利費の 事業主負担割合	④ 基本給等 (/月)	⑤ 給与 (/月)	⑥ 賞与 (年間÷12)	⑦ 法定福利費の 事業主負担分	⑧ 給与総額 (/月)
氏名等と記載	カテゴリーも選択	数値も入力	数値も入力	数値も入力	数値も入力	数値も入力	①×(③+④)	⑤+⑥+⑦
Aさん	看護職員等	1.0	16.5%	400,000 /月	420,000 /月	130,000 /月	90,750 /月	640,750 /月
Bさん	看護職員等	0.5	16.5%	150,000 /月	160,000 /月	0 /月	26,400 /月	186,400 /月
Cさん	看護補助者	1.0	16.5%	350,000 /月	367,500 /月	100,000 /月	77,138 /月	544,638 /月
Dさん	看護補助者	1.0	16.5%	350,000 /月	367,500 /月	100,000 /月	77,138 /月	544,638 /月
合計		3.5		1,250,000 /月	1,315,000 /月	330,000 /月	271,425 /月	1,916,426 /月
看護職員等		1.5		550,000 /月	580,000 /月	130,000 /月	117,150 /月	827,150 /月
薬剤師		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
看護補助者		2.0		700,000 /月	735,000 /月	200,000 /月	154,276 /月	1,089,276 /月
その他の対象職種		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月

賃金改善の見込み額のうち、ベースアップ等(単位:円)

職員氏名等	② 常勤換算 人数	③ 法定福利費の 事業主負担割合	④ 基本給等増額分 (/月)	⑤ 給与増額分 (/月)	⑥ 賞与増額分 (年間÷12)	⑦ 法定福利費の 事業主負担分 の増額分

01:59.24

ここでは、常勤の看護職員が1名、週2.5日勤務、つまり常勤換算人数0.5の看護職員が1名と常勤の看護補助者2名の診療所を例に記載を進めていきます。

①の「法定福利費の事業主負担割合」については概算値である16.5%を初期値で入力してありますが、医療機関あるいは職員の事情に応じて、この値もしくは⑤の「法定福利費の事業主負担分」の値を適宜修正していただいて構いません。

②の「基本給等」には基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を記載してください。

③の「給与」には基本給等に加え、その都度変動する超過勤務手当等を含めたものを記載してください。

④の「賞与」には年間の賞与支給見込み額を12で割った数字を記載してください。

ここまで入力が終わったものは下の合計と職種グループ別の小計欄に合計され、「転記例シート」にもその数値が反映されます。

計算シートの記載方法 ②対象職員の賃金改善前の給与総額・基本給等総額（操作画面）

計算シート

ベースアップ評価料による算定金額

【ベースアップ評価料による算定金額の見込み】(単位:円)

外東・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定により算定される点数の見込み/月

4,200 (点)

×

10

円

=

外東・在宅ベースアップ評価料(1)等による算定金額の見込み/月

42,000

円

対象職員分の給与等

賃金改善実施組(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

		②	①	③	④	⑤	⑥	⑦
職員氏名等	職性	常勤標準人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等(円/月)	給与(円/月)	賞与(年間÷12)	法定福利費の事業主負担分	給与総額(円/月)
氏名等も記載	カテゴリーも選択	数値も入力	数値も入力	数値も入力	数値も入力	数値も入力	①×③+④	②×⑤+⑥
Aさん	前線職員等	1.0	16.5%	400,000 /月	420,000 /月	130,000 /月	90,750 /月	640,750 /月
Bさん	前線職員等	0.5	16.5%	150,000 /月	160,000 /月	0 /月	26,400 /月	186,400 /月
Cさん	前線補助者	1.0	16.5%	350,000 /月	367,500 /月	100,000 /月	77,138 /月	544,638 /月
Dさん	前線補助者	1.0	16.5%	350,000 /月	367,500 /月	100,000 /月	77,138 /月	544,638 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月

合計		3.5		1,250,000 /月	1,315,000 /月	330,000 /月	271,425 /月	1,916,425 /月
前線職員等		1.5		550,000 /月	580,000 /月	130,000 /月	117,150 /月	827,150 /月
薬剤師		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
前線補助者		2.0		700,000 /月	735,000 /月	200,000 /月	154,276 /月	1,089,276 /月
その他の対象職種		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月

なお、ツールでは記入できるのが10名までになっていますが、行が足りない場合には、適宜行を増やし、他の行の数式をコピーしたうえでご利用ください。

参考② ベースアップ評価料による賃金改善分の考え方

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるのは以下の項目です

基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の引上げ分

基本給
住居手当
調整手当
家族手当
役職手当
通勤手当
資格手当
その他決まって毎月支払われる手当

「決まって毎月支払われる手当」として、例えば「ベースアップ評価手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です

以下のうち、基本給等の引上げに連動して引き上がる部分※

賞与
時間外手当
法定福利費等の事業主負担分

※業績に連動して引き上がる賞与については対象外です

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができないもの（例）

- ・ 定期昇給など従来から予定されている基本給の引上げ
- ・ 一時的に支払われる臨時手当の支給
- ・ 特定の業務等に付随する手当の増額・新設
- ・ 労働時間の増加に伴う時間外手当等の増額分

次の賃金改善見込み分の記入に入る前に、参考②として、ベースアップ評価料による賃金改善分の考え方を確認します。賃金改善分には基本給等つまり基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ分が含まれます。また、賞与・時間外手当・法定福利費等の事業主負担分について基本給の引上げに連動して引き上がる部分も含めることができます。ただし、業績に連動して引き上がる賞与や労働時間が単純に増加したことによる時間外手当の増額分は含めることができませんので、ご注意ください。

今回は「その他決まって毎月支払われる手当」として、「ベースアップ評価手当」を新たに設け、それを従来の基本給に上乗せして支給する形での賃上げを例としています。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分
計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額

計算シート

① 対象職員について、賃金の改善見込み額の情報を入力

賃金改善後の給与総額・基本給等総額も自動的に計算されます

賃金改善の見込み額のうち、ベア等実施分(単位:円)

職員氏名等	職種	賞与換算人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等増加分(円/月)	給与増加分(円/月)	賞与増加分(単月×12)	法定福利費の事業主負担分の増加分
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	数値を入力	アと関係もしくは入力	数値を入力	③×(イ+ウ)
Aさん	看護職員等	1.0	16.5%	8,000	8,000	2,700	1,766
Bさん	看護職員等	0.5	16.5%	4,000	4,000	0	860
Cさん	看護補助者	1.0	16.5%	8,000	8,000	2,700	1,766
Dさん	看護補助者	1.0	16.5%	8,000	8,000	2,700	1,766
合計		3.5		28,000	28,000	5,400	3,592
看護職員等		1.5		12,000	12,000	2,700	1,426
薬剤師		0.0		0	0	0	0
看護補助者		2.0		16,000	16,000	2,700	1,766
その他の対象職種		0.0		0	0	0	0

賃金改善計画書の職種グループ別に自動的に集計されます

時間外手当の単価増加分など、本ツールで算出する金額のほかにも、ベースアップに伴い増加するものがありますので、ご注意ください。

賃金改善後の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員氏名等	職種	賞与換算人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等(円/月)	給与(円/月)	賞与(単月×12)	法定福利費の事業主負担分	給与総額(円/月)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②×ア	②×イ	②×ウ	②×エ	②×(イ+ウ)
Aさん	看護職員等	1.0	16.5%	428,000	449,000	142,700	97,631	689,331
Bさん	看護職員等	0.5	16.5%	214,000	224,500	70,000	48,593	343,093
Cさん	看護補助者	1.0	16.5%	386,000	386,000	122,700	83,936	592,636
Dさん	看護補助者	1.0	16.5%	386,000	386,000	122,700	83,936	592,636
合計		3.5		1,378,000	1,445,500	458,100	314,094	2,217,696
看護職員等		1.5		642,000	673,500	212,700	146,224	1,032,424
薬剤師		0.0		0	0	0	0	0
看護補助者		2.0		736,000	772,000	245,400	167,872	1,185,272
その他の対象職種		0.0		0	0	0	0	0

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】(単位:円)

計算方法Eの合計ー①の合計	42,058
---------------	--------

【ベースアップ評価料による算定金額】(単位:円)

外単・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定による算定金額の見込み/月	42,000
------------------------------------	--------

差額	58
----	----

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】と【ベースアップ評価料による算定金額】の差額が計算されます。この値は設定された賃金の改善見込み額において、対象職員の給与総額引き上げに必要な自己財源の金額を意味します。(マイナスの場合は、算定金額の方が大きいことを意味します。)

それではこの考え方を踏まえて、「計算シート」の「対象職員の賃金改善の見込み額のうち、ベア等実施分」の欄の赤枠部分を記入してください。こちらに必要な数字が自動的に計算されるようになっていますが、対象職員の給与総額引き上げに必要な金額とベースアップ評価料による算定金額の差額も計算されます。この差額は、対象職員のベアに際して、どれくらい自己財源を投入すべきなのか、あるいはどれくらいを翌年度の繰越額に回せるのかを示す金額になります。この例では、給与総額引き上げに必要な金額の方が1月あたりで58円多いので、その分自己財源を充てる必要があることを示しています。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分 計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額

転記例シート

計算シートからの転記・自動計算箇所

計算シートからの転記・自動計算箇所

Ⅲ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

(4) 算定金額の見込み	410,000 円
内訳：在宅ベースアップ評価料【(1)等による算定金額の見込み】	410,000 円
外単：在宅ベースアップ評価料【(1)等による算定金額の見込み】	42,000 円
外単：在宅ベースアップ評価料【(1)等による算定金額の見込み】	0 円
外単：在宅ベースアップ評価料【(1)等による算定金額の見込み】	0 円
外単：在宅ベースアップ評価料【(1)等による算定金額の見込み】	0 円
外単：在宅ベースアップ評価料【(1)等による算定金額の見込み】	0 円
(5) 令和7年度への繰越予定額（令和6年度繰越時のみ記載）	0 円
(6) 前年度からの繰越額（令和7年度繰越時のみ記載）	0 円
(7) 算定金額の見込み【繰越期間経過後】【(4) - (5) + (6)】	410,000 円

※ (7) 算定金額の見込みについては、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業主負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	580 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	410,000 円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分	580 円
(11) うち定期昇給増加分	0 円
(12) うちその他の増加分【(8) - (9) - (10) - (11)】	0 円

本ツールでは、対象職員に対する賃金改善見込み額のうち、自己財源による賃金改善実施分を計算するセルを追加しています。

前頁の【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】と【ベースアップ評価料による算定金額】の「差額」の大きさにより、転記例シートへの反映方法が変わります。

「差額」が正の値である場合 「差額」は「対象職員自己財源ベア分」及び「(10)うち(9)以外によるベア等実施分」のセルに反映され、「令和7年度への繰越予定額」のセルは「0」

「差額」が負の値である場合 「差額」は「令和7年度への繰越予定額」のセルに反映され、「対象職員自己財源ベア分」のセルは「0」

なお、「差額」が負の値である場合でも、対象職員に対して自己財源でもベアを実施する場合には、「対象職員自己財源ベア分」にその金額を入力し、その分を令和7年度の更なるベア実施のために繰り越すことも可能です。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員（全表）の基本給等（令和7年度まで毎月支払われる手当）に係る事項

(13) 対象職員の労働時間数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	3.5 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	1,350,000 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	1,378,000 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【(15) - (14)】	28,000 円
(17) うち定期昇給増加分	0 円
(18) うちベア等実施分	28,000 円
(19) ベア等による賃金増加分【(18) + (14)】	2.1 %

Ⅴ. 看護職員等（医師、歯科医師、看護士及び准看護師）の基本給等に係る事項

(20) 看護職員等の労働時間数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	1.5 人
(21) 賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	630,000 円
(22) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	642,000 円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【(22) - (21)】	12,000 円
(24) うち定期昇給増加分	0 円
(25) うちベア等実施分	12,000 円
(26) ベア等による賃金増加分【(25) + (21)】	1.9 %

Ⅵ. 薬剤師の基本給等に係る事項

(27) 薬剤師の労働時間数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	0.8 人
(28) 賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	0 円
(29) 賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	0 円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【(29) - (28)】	0 円
(31) うち定期昇給増加分	0 円
(32) うちベア等実施分	0 円
(33) ベア等による賃金増加分【(32) + (28)】	0.0 %

Ⅶ. 看護補助者の基本給等に係る事項

(34) 看護補助者の労働時間数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.0 人
(35) 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	720,000 円
(36) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	736,000 円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【(36) - (35)】	16,000 円
(38) うち定期昇給増加分	0 円
(39) うちベア等実施分	16,000 円
(40) ベア等による賃金増加分【(39) + (35)】	2.2 %

Ⅷ. その他の対象職員の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職員の労働時間数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	0.0 人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	0 円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	0 円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【(43) - (42)】	0 円
(45) うち定期昇給増加分	0 円
(46) うちベア等実施分	0 円
(47) ベア等による賃金増加分【(46) + (42)】	0.0 %

計算シートで計算されたオレンジ色のセルの数値は、「転記例シート」のⅢ～Ⅷにも反映されます。転記例シートでは画面左側の「Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額」の欄に、本来の届出様式にはないセル、対象職員自己財源ベア分のセルを追加しています。この記載例では、「計算シート」で算出した差額の10か月分にあたる580円が表示されています。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分
計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面1）

計算シート

賃金改善の見込み額のうち、ベア等実施分(単位:円)							
職員氏名等	職種	② 常勤換算 人数	① 法定福利費の 事業主負担割合	ア 基本給等増額分 (/月)	イ 給与増額分 (/月)	ウ 賞与増額分 (年間÷12)	エ 法定福利費の 事業主負担分 の増額分
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	数値も入力	アと同値 もしくは入力	数値も入力	②×(イ+ウ)
Aさん	看護職員等	1.0	16.5%	10,000 /月	10,000 /月	3,300 /月	2,195 /月
Bさん	看護職員等	0.5	16.5%	5,000 /月	5,000 /月	0 /月	825 /月
Cさん	看護補助者	1.0	16.5%	10,000 /月	10,000 /月	3,300 /月	2,195 /月
Dさん	看護補助者	1.0	16.5%	10,000 /月	10,000 /月	330 /月	1,650 /月
			16.5%	/月	0 /月	/月	0 /月
合計		3.5		35,000 /月	35,000 /月	6,600 /月	6,864 /月
看護職員等		1.5		15,000 /月	15,000 /月	3,300 /月	3,020 /月
薬剤師		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
看護補助者		2.0		20,000 /月	20,000 /月	3,300 /月	3,845 /月
その他の対象職種		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月

賃金改定した後(賃金の改善措置が実施された場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)								
職員氏名等	職種	② 常勤換算 人数	① 法定福利費の 事業主負担割合	A 基本給等 (/月)	B 給与 (/月)	C 賞与 (年間÷12)	D 法定福利費の 事業主負担分	E 給与総額 (/月)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②×A	②×B	②×C	②×D	B+C+D
Aさん	看護職員等	1.0	16.5%	430,000 /月	451,000 /月	143,300 /月	98,060 /月	692,360 /月
Bさん	看護職員等	0.5	16.5%	215,000 /月	225,500 /月	70,000 /月	48,758 /月	344,258 /月
Cさん	看護補助者	1.0	16.5%	360,000 /月	388,000 /月	123,300 /月	84,365 /月	595,665 /月
Dさん	看護補助者	1.0	16.5%	360,000 /月	388,000 /月	120,000 /月	83,820 /月	591,820 /月
			16.5%	/月	0 /月	/月	0 /月	0 /月
合計		3.5		1,365,000 /月	1,452,500 /月	456,600 /月	315,002 /月	2,224,103 /月
看護職員等		1.5		645,000 /月	676,500 /月	213,300 /月	146,818 /月	1,036,618 /月

それでは実際の操作画面をご覧ください。「対象職員の賃金見込み額のうち、ベア等実施分」の欄の赤枠部分を入力していきます。アの基本給等増額分について、試しに常勤換算人数1人につき10,000円を設定した場合を考えてみましょう。常勤換算人数0.5人に相当するパートの看護職員にはその半額の月5,000円を充ててみます。イの給与増額分については、単純化のために基本給等増額分と同値としています。基本給等の増額に連動して時間外手当などの単価も増加する場合、それを加味した金額を記載することもできます。ウの賞与増額分についても、基本給等に連動する増額分を記載します。これで「計算シート」の入力箇所は終わりです。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分
 計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面1）

計算シート

合計	3.5	35,000	/月	35,000	/月	9,900	/月	7,409	/月
看護職員等	1.5	15,000	/月	15,000	/月	3,300	/月	3,020	/月
薬剤師	0.0	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月
看護補助者	2.0	20,000	/月	20,000	/月	6,600	/月	4,390	/月
その他の対象職種	0.0	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月

賃金改定した後（賃金の改善措置が実施された場合）の給与総額・基本給等総額（単位：円）

		③	①	A	B	C	D	E
職員氏名等	職種	常勤換算 人数	法定福利費の 事業主負担割合	基本給等 (/月)	給与 (/月)	賞与 (年間÷12)	法定福利費の 事業主負担分	給与総額 (/月)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②+ア	③+イ	④+ウ	⑤+エ	B+C+D
Aさん	看護職員等	1.0	16.5%	430,000 /月	451,000 /月	143,300 /月	98,060 /月	692,360 /月
Bさん	看護職員等	0.5	16.5%	215,000 /月	225,500 /月	70,000 /月	48,758 /月	344,258 /月
Cさん	看護補助者	1.0	16.5%	360,000 /月	388,000 /月	123,300 /月	84,365 /月	595,665 /月
Dさん	看護補助者	1.0	16.5%	360,000 /月	388,000 /月	123,300 /月	84,365 /月	595,665 /月
			16.5%	/月	0 /月	/月	0 /月	0 /月

合計	3.5	1,365,000	/月	1,452,500	/月	459,900	/月	315,546	/月	2,227,946	/月
看護職員等	1.5	645,000	/月	676,500	/月	213,300	/月	146,818	/月	1,036,618	/月
薬剤師	0.0	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月
看護補助者	2.0	720,000	/月	776,000	/月	246,600	/月	168,730	/月	1,191,330	/月
その他の対象職種	0.0	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】

（単位：円）

計算方法：Eの合計－⑥の合計
52,310

【ベースアップ評価料による算定金額】

（単位：円）

外来・在宅ベースアップ評価料（1）等 の算定による算定金額の見込み/月
42,000

差額
10,310

対象職員以外の給与等

この値が賃金改善計画書の職種グループ別に集計され、賃金改善後の表にも反映されています。給与総額引き上げに必要な金額とベースアップ評価料の算定金額の差額を見てみると、月あたりプラス10,310円となり、自己財源から月10,310円を充てるという計画になることが分かります。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分
計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面2）

計算シート

賃金改善の見込み額のうち、ベア等実施分(単位:円)

職員氏名等	職種	③ 常勤換算 人数	④ 法定福利費の 事業主負担割合	ア 基本給等増額分 (/月)	イ 給与増額分 (/月)	ウ 賞与増額分 (年間÷12)	エ 法定福利費の 事業主負担分 の増額分
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	数値も入力	アと同値 もしくは入力	数値も入力	③×(イ÷ウ)
Aさん	前課職員等	1.0	16.5%	8,000 /月	8,000 /月	2,700 /月	1,766 /月
Bさん	前課職員等	0.5	16.5%	4,000 /月	4,000 /月	0 /月	660 /月
Cさん	前課補助者	1.0	16.5%	8,000 /月	8,000 /月	2,700 /月	1,766 /月
Dさん	前課補助者	1.0	16.5%	8,000 /月	8,000 /月	2,700 /月	1,766 /月
			16.5%	/月	0 /月	0 /月	0 /月
合計		3.5		28,000 /月	28,000 /月	5,400 /月	5,957 /月
前課職員等		1.5		12,000 /月	12,000 /月	2,700 /月	2,426 /月
基用部		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
前課補助者		2.0		16,000 /月	16,000 /月	5,400 /月	3,532 /月
その他の対象職種		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月

賃金改善した後(賃金の改善措置が実施された場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員氏名等	職種	③ 常勤換算 人数	④ 法定福利費の 事業主負担割合	A 基本給等 (/月)	B 給与 (/月)	C 賞与 (年間÷12)	D 法定福利費の 事業主負担分	E 給与総額 (/月)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	③+ア	③+イ	③+ウ	③+エ	B+C+D
Aさん	前課職員等	1.0	16.5%	428,000 /月	449,000 /月	142,700 /月	97,631 /月	689,331 /月
Bさん	前課職員等	0.5	16.5%	214,000 /月	224,500 /月	70,000 /月	48,593 /月	343,093 /月
Cさん	前課補助者	1.0	16.5%	358,000 /月	385,000 /月	122,700 /月	83,936 /月	592,636 /月
Dさん	前課補助者	1.0	16.5%	358,000 /月	385,000 /月	122,700 /月	83,936 /月	592,636 /月
			16.5%	/月	0 /月	/月	0 /月	0 /月
合計		3.5		1,358,000 /月	1,445,500 /月	458,100 /月	314,094 /月	2,217,696 /月

基本給等増額分を調整することで自己財源支出額あるいは翌年度繰越金のシミュレーションをすることができます。今度は、アの基本給等増額分を常勤換算人数1人につき8,000円にして再度入力をしてみます。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分
計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面2）

計算シート

前課増給等	1.5	42,000	/月	12,000	/月	2,700	/月	2,420	/月
課所給	0.0	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月
前課補助費	2.0	16,000	/月	16,000	/月	5,400	/月	3,532	/月
その他の対象職種	0.0	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月

賃金改善した後(賃金の改善措置が実施された場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

		②	①	A	B	C	D	E
職員氏名等	職種	常勤換算 人数	法定福利費の 事業主負担割合	基本給等 (/月)	給与 (/月)	賞与 (年間÷12)	法定福利費の 事業主負担分	給与総額 (/月)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②×A	②×B	②×C	②×D	B+C+D
Aさん	看護職員等	1.0	16.5%	428,000 /月	449,000 /月	142,700 /月	97,631 /月	689,331 /月
Bさん	看護職員等	0.5	16.5%	214,000 /月	224,500 /月	70,000 /月	48,593 /月	343,093 /月
Cさん	看護補助者	1.0	16.5%	358,000 /月	396,000 /月	122,700 /月	83,936 /月	592,636 /月
Dさん	看護補助者	1.0	16.5%	358,000 /月	396,000 /月	122,700 /月	83,936 /月	592,636 /月
			16.5%	/月	0 /月	/月	0 /月	0 /月

合計	3.5	1,358,000	/月	1,445,500	/月	458,100	/月	314,064	/月	2,217,664	/月
看護職員等	1.5	642,000	/月	673,500	/月	212,700	/月	146,224	/月	1,032,424	/月
課所給	0.0	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月
看護補助者	2.0	716,000	/月	772,000	/月	245,400	/月	167,872	/月	1,185,272	/月
その他の対象職種	0.0	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月	0	/月

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】

(単位:円)

計算方法:Eの合計-⑥の合計
42,058

【ベースアップ評価料による算定金額】

(単位:円)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定による算定金額の見込み/月
42,000

差額

58

対象職員以外の給与等

賃金改善した後(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

	②	①	②	③	④	⑤	⑥
--	---	---	---	---	---	---	---

そうすると、さきほどのように「計算シート」の差額のセルはプラス58円になり、給与総額引き上げに必要な金額とベースアップ評価料の算定金額がほぼ同額になりました。医療機関によって、賃上げしたい金額、継続的に賃上げできる金額は異なると思いますので、この「計算シート」を活用し、賃上げ金額の設定にお役立ていただければ幸いです。

転記例シート

29	Ⅲ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】		
30	(4) 算定金額の見込み	420,000	円
31	外米・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み	420,000	円
32	外米・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み	42,000	点
33	外米・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定金額の見込み	-	円
34	外米・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分及び点数	(イ) - 点 (ロ) - 点	
35	外米・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(初診時等)の算定回数の見込み	-	回
36	外米・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(再診時等)の算定回数の見込み	-	回
37	(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	0	円
38	(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	0	円
39	(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】	420,000	円
40	※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。		
41			
42	Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】	対象職員自己財源ベア分	580 円
43	(8) 全体の賃金改善の見込み額	420,580	円
44	(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	420,000	円
45	(10) うち(9)以外によるベア等実施分	580	円
46	(11) うち定期昇給相当分	0	円
47	(12) うちその他分【(8)-(9)-(10)-(11)】	0	円
48	※ 「(8) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差により判断すること。		
49	※ 「(10) うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。		
50	※ 「(11) うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。		
51	なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。		
52	※ 「(12) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。		
53			
54	○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。		
55	Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項		
56	(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	3.5	人
57	(14) 賃金改善前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,330,000	円
58	(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,358,000	円
59	(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(円・日・円)【(15)-(14)】	28,000	円

次に「転記例シート」の方を見てみましょう。Ⅲ-1とⅢ-2の部分ですが、今回の例では翌年度への繰り越しは想定しないため、(5)の令和7年度への繰越予定額は0となります。(8)の全体の賃金改善の見込み額には、計算シートで算出した賃金改善に必要な金額の10か月分に相当する420,580円が記載されています。そして、(9)にはベースアップ評価料の算定金額全額にあたる420,000円、(10)には差額分の580円が記載されています。

計算シートの記載方法 ⑤ 対象職員以外の給与等

計算シート

①対象職員以外について、賃金改善する前・改善見込み額の情報を入力

職員氏名	職階	常勤換算人数	賃金改善前の月額給与	賃金改善後の月額給与	給与増減額	給与増減率	給与増減率(%)
上田 孝	事務職員	0.6	18,000	18,000	0	0	0
下田 孝	事務職員	0.6	18,000	18,000	0	0	0
合計・当科定員(40名)		0.0	0	0	0	0	0
当科職員		0.0	0	0	0	0	0

職員氏名	職階	常勤換算人数	賃金改善前の月額給与	賃金改善後の月額給与	給与増減額	給与増減率	給与増減率(%)
上田 孝	事務職員	0.6	18,000	18,000	0	0	0
下田 孝	事務職員	0.6	18,000	18,000	0	0	0
合計・当科定員(40名)		0.0	0	0	0	0	0
当科職員		0.0	0	0	0	0	0

職員氏名	職階	常勤換算人数	賃金改善前の月額給与	賃金改善後の月額給与	給与増減額	給与増減率	給与増減率(%)
上田 孝	事務職員	0.6	18,000	18,000	0	0	0
下田 孝	事務職員	0.6	18,000	18,000	0	0	0
合計・当科定員(40名)		0.0	0	0	0	0	0
当科職員		0.0	0	0	0	0	0

転記例シート

計算シートからの転記・自動計算箇所

【ベースアップ評価対象外職員について】	
Ⅷ. 40歳未満の勤務医、勤務医科医の基本給等に関する事項	
(48) 40歳未満の勤務医等の勤務医科医の【賃金改善実施期間(2)】の開始月時点	0.0 人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(51) - (49)】	0 円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(52) - (50)】	0 円
(55) うち定期給増加分	0 円
(56) うちペア等増加分	0 円
(57) ペア等による賃金増率【(56) ÷ (50)】	0.0 %
Ⅸ. 事務職員の基本給等に関する事項	
(58) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	1.2 人
(59) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	281,250 円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	240,000 円
(61) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	302,434 円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	249,600 円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(61) - (59)】	11,184 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(62) - (60)】	9,600 円
(65) うち定期給増加分	0 円
(66) うちペア等増加分	9,600 円
(67) ペア等による賃金増率【(66) ÷ (60)】	4.0 %

つぎに、「計算シート」の対象職員以外の給与等の項目を記載しますが、さきほどの対象職員と同じように入力をしていきます。週3回勤務、つまり常勤換算人数0.6の事務職員2名の想定で、常勤職員8,000円に対して0.6の4,800円で設定・入力します。

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の
「(参考)賃金引き上げ計画書作
成のための計算シート」を使って、
ベースアップ評価料による算定金
額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪
問診療料の算定回数のデータをご
用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの
「計算シート」を使い、ベース
アップ評価料算定金額や各医療機
関・職員の状況を踏まえ、基本給
等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータを
ご用意ください

「計算シート」を埋めることで
ツールの「転記例シート」が完成
します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの
「転記例シート」を参考に、ベース
アップ評価料届出様式の「賃金
改善計画書」を記入します

ここからは「賃金改善計画書」を作成していきます。

転記例シート

(注意) 届出の際に転記例シートを提出しないでください

[illegible]

26

届出様式の賃金改善計画書への転記

- 賃金改善計画書の「XI. 賃金引上げを行う方法」の項目も忘れずに記載してください

記載例

XI. 賃金引上げを行う方法

(88) 賃上げの担保方法

- ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し
☐ その他の方法：具体的に（ ）

(89) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

常勤職員に対して、ベースアップ評価手当として月8,000円を従来の給与に上乗せして支給することとした。またパート職員についても、8,000円に個々の常勤換算数を乗じた金額を従来の給与に上乗せ支給することとした。

以上で、外来・在宅ベースアップ評価料 賃金改善計画書用計算ツールの使用方法の説明は終わりです。

ツールの「転記例シート」では空欄にしていたが、賃金改善計画書のXIには賃金引上げを行う方法の項目がありますので、この項目も忘れずに記載してください。ここでは、例として、今回のモデルケースでの対応について、記載しております。

以上で、外来・在宅ベースアップ評価料の賃金改善計画書用計算ツールの使用方法の説明は終わりです。